



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外239名

5 被告 国 外1名



2022〔令和4〕年2月8日

準備書面 85

10

一 費目間充当の弁済の抗弁に対する反論一

～ 自主的避難等対象区域に居住していた者及び

自主的避難等対象区域外の地域に居住していた者について ～

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

15

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白 倉 典 武



20

目次

	第 1 はじめに.....	3
	第 2 自主的避難等対象区域に居住していた者に対する賠償基準4	
5	1 事故発生当初から平成 2 3 年 1 2 月末まで、または平成 2 3 年 4 月 2	
	2 日までの損害に対する賠償.....4	
	2 平成 2 4 年 1 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの損害に対する賠償.....6	
	第 3 自主的避難等対象区域外の地域に居住していた者に対する	
	賠償基準.....	10
10	1 事故発生当初から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの損害に対する賠償. 10	
	2 平成 2 4 年 1 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの損害に対する賠償..... 12	
	第 4 ADRセンターの総括基準 3 について	14
	1 ADR 総括基準の内容	14
	2 総括基準 3 も填補対象となる損害が峻別されることを前提としている	
15	こと	16
	第 5 損害填補に関する合意があったこと.....	17
	第 6 合意対象外の損害填補に充てられないことがないこと	17
	第 7 裁判例について	18

第1 はじめに

本準備書面は、被告東京電力の主張する、自主的避難等対象区域に居住していた者、自主的避難等対象区域外の地域に居住していた者に対する弁済の抗弁に対して反論するものである。

5 被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面（26）・52頁において、次のとおり、自主的避難等対象区域の居住者に対する弁済、自主的避難等対象区域外の地域の居住者による弁済は、損害費目を問わず損害総額に対する弁済の抗弁と認められるべきと主張する。

「自主的避難等対象区域や被告東京電力の自主賠償基準の対象区域
10 においては、避難指示の対象区域と異なって具体的な法益侵害が直ちに生じているわけではなく、仮に法益侵害を觀念するとしてもその原因は主観的・抽象的不安感とそれに起因する自主的回避行動によるものであるから、実際の被害発生のあるようににおいても、精神的損害と財産的損害とを明瞭に区分しがたい特徴があり、裁判外の賠償上も、精神的損害に対する賠償と生活費増加分等の実費の賠償
15 が一体として行われている実情にある（この点は、避難等対象区域の慰謝料として1人月額10万円という慰謝料額の中で通常の生活費の増加分が考慮されて算定されていることと同じである。）。

したがって、本件事故による損害賠償請求権としては、財産的損害に係るものも精神的損害に係るものも、請求権としては1個である
20 ことにかんがみ、被告東京電力がどのような名目で支払ったかは法律上重要ではなく、その賠償総額が原告らの請求に対する弁済の抗弁として認められるべきである。」

確かに、これらの者に対する賠償は、生活費増加費用、避難及び帰宅費用、日常生活阻害慰謝料として支払われている。
25

しかし、被告東京電力は、被害者の請求に基づき、賠償の対象となる

者、賠償対象とする損害費目、賠償対象となる損害の発生時期をいずれも特定したうえで支払を行っている。

とすれば、被害者と被告東京電力との間には、「賠償の対象となる者において、支払対象時期に、生活費増加費用、避難及び帰宅費用、日常生活阻害慰謝料として少なくとも賠償額相当額の損害額が発生したことを認めたうえで、その損害を賠償額の限度で填補する」との合意のもとに賠償が行われたとみるべきである。

したがって、その支払は、生活費増加費用、避難及び帰宅費用、慰謝料以外の損害費目に充当されることはない。また、生活費増加費用、避難及び帰宅費用、慰謝料のうち、損害発生時期を異にするものの損害填補に充てられることもない。

以下、まず自主的避難等対象区域の居住者に対する賠償基準、自主的避難等対象区域外の地域の居住者に対する賠償基準、ADRの総括基準の内容を述べたうえで、損害填補の考え方について論じる。

15

第2 自主的避難等対象区域に居住していた者に対する賠償基準

1 事故発生当初から平成23年12月末まで、または平成23年4月22日までの損害に対する賠償

被告東京電力による平成24年2月28日付プレスリリース（乙D共34）は、次のとおり、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、①18歳以下であった者または妊娠していた者については、平成23年3月11日から同年12月31日までを賠償対象期間として一人あたり40万円の賠償を、②それ以外の者については平成23年3月11日から平成23年4月22日を対象対象期間として一人あたり8万円の賠償を行うこと、③①の対象者のうち実際に避難した者については一人あたり20万円の追加支払をすることを公表した。

25

同プレスリリースは、賠償対象となる損害費目も、生活費増加費用、精神的苦痛、移動費用と明記した。

「1. 賠償の対象となる方（⇒「別紙1」ご参照）

当社事故発生時（平成23年3月11日）に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった方を対象とさせていただきます。

2. 賠償の概要

（1）賠償の金額

i）定額賠償

対象期間中に発生した損害に対して、以下の金額を一律でお支払いいたします。

対象者	対象期間	金額
① 18歳以下であった方（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日の方）	平成23年3月11日～平成23年12月31日	1人あたり40万円
② 妊娠されていた方（平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方）		
③ 上記以外の方	平成23年3月11日～平成23年4月22日	1人あたり8万円

ii）対象期間中の避難に伴い特別に負担された費用に対する賠償

18歳以下であった方、または妊娠されていた方を含む世帯は、避難生活に伴う支出が大きいと考えられることから、18歳以下であった方、または妊娠されていた方で自主的避難された場合は、お一人あたり20万円を上記40万円に追加してお支払いいたします。

（2）賠償金額の対象となる損害

以下の損害のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただきます。

a. 自主的避難を行った場合

- ・ 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ・ 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・ 避難および帰宅に要した移動費用

b. 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合

- ・ 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・ 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用」

2 平成24年1月1日から同年8月31日までの損害に対する賠償

(1) 平成24年12月5日付プレスリリース

被告東京電力による平成24年12月5日付プレスリリースでは、次のとおり、自主的避難等対象区域に居住していた者に対して、①18歳以下であった者または妊娠していた者については、平成24年1月1日から同年8月31日までを賠償対象期間として一人あたり8万円の賠償を、②18歳以下の者や妊娠していた者に限らず4万円の追加費用の支払いを行うことを公表した（乙D共37）。

ここでも、賠償対象となる損害費目が明記されている。

なお、追加的費用の賠償対象期間が必ずしも明らかではないものの、被告東京電力共通準備書面（26）・53頁において「平成24年1月から同年8月31日までの賠償期間について、精神的損害として8万円、追加費用として4万円を賠償している」とされていることから、賠償対

象となる追加的費用は、同期間内に発生したものとされている。

「1. 自主的避難等対象区域の方に対する賠償（「別紙1」ご参照）

（1）精神的損害等に対する賠償

a. お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方のうち、以下のいずれかに該当される方を対象とさせていただきます。なお、平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に、上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

- ・ 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、18歳以下であった期間がある方（誕生日が平成5年1月2日から平成24年8月31日の方）
- ・ 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある方

b. お支払いの対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日の間における以下の損害を対象とさせていただきます。

- ・ 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用
- ・ 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これにともなう行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、および生活費が増加した分があればその増加費用

c. お支払いする金額

精神的苦痛，生活費の増加費用等を含めて一定額とし，
お一人さまあたり８０，０００円をお支払いいたします。

(２) 追加的費用等に対する賠償

a. お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方を対象とさせていただきます。なお，平成２３年３月１２日から平成２４年８月３１日の間に上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

b. お支払いの対象となる損害

当社事故に起因して負担された以下の費用のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただきます。

- ・ 自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）
- ・ 前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用，ならびに避難および帰宅に要した移動費用等

c. お支払いする金額

お一人さまあたり４０，０００円をお支払いいたします。」

(2) 平成２５年２月１３日付プレスリリース

被告東京電力による平成２５年２月１３日付プレスリリース（乙D共38）においても，「２．避難等対象区域の方に対する賠償について」で上記（ア）と同内容の賠償が公表されており，同じく，賠償対象者，賠償対象とする費目，賠償対象期間が明記されている。

「２．避難等対象区域の方に対する賠償について

(１) 精神的損害等に対する賠償

(1) お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に避難等対象区域に生活の本拠としての住居があり、平成24年1月1日から同年8月31日の間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在された方のうち、以下のいずれかに該当される方を対象とさせていただきます。また、平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に、上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

- ・平成24年1月1日から同年8月31日の間に、18歳以下であった期間がある方（誕生日が平成5年1月2日から平成24年8月31日の方）
- ・平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある方

なお、当社事故発生当時に旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域に生活の本拠としての住居があった方のうち、これらに該当される方につきましては、避難の有無や避難先を問わずお支払いの対象とさせていただきます。

(2) お支払いの対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日の間における以下の損害のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただきます。

- ・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等
- ・避難等対象区域または自主的避難対象区域に滞在を

続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安，
これにともなう行動の自由の制限等により，正常な
日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために
生じた精神的苦痛等

5

(3) お支払いする金額

お一人さまあたり 80,000 円をお支払いいたします。

(2) 追加的費用等に対する賠償

(1) お支払いの対象となる方

10

当社事故発生当時に旧屋内退避区域および南相馬市の一
部地域に生活の本拠としての住居があった方を対象とさ
せていただきます。なお，平成 23 年 3 月 12 日から平
成 24 年 8 月 31 日の間に上記対象となる方からご出生
された方も対象とさせていただきます。

15

(2) お支払いの対象となる損害

当社事故に起因して負担された以下の費用のうち一定の
範囲を賠償対象とさせていただきます。

- ・避難等対象区域での生活において負担された追加的
費用等（清掃業者への委託費用など）

20

(3) お支払いする金額

お一人さまあたり 40,000 円をお支払いいたしま
す。」

第 3 自主的避難等対象区域外の地域に居住していた者に対する賠償基準

1 事故発生当初から平成 23 年 12 月 31 日までの損害に対する賠償

25

被告東京電力による平成 24 年 6 月 11 日付プレスリリース（乙 D 共 3
5）において，県南地域（白河市，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚

倉町，矢祭町，塙町，鮫川村）に居住していた１８歳以下であった者または妊娠していた者に対して，平成２３年３月１１日から同年１２月３１日までを賠償対象期間として，一人あたり２０万円の賠償が公表された。

また，平成２４年８月１３日付プレスリリース（乙Ｄ共３６）において，宮城県丸森町に居住していた１８歳以下であった者または妊娠していた者に対して，同内容の賠償を行うことを公表した。

いずれのプレスリリースにおいても，賠償対象とする損害費目が，生活費増加費用，精神的苦痛，移動費用と明記されている。平成２４年６月１１日付プレスリリース（乙Ｄ共３５）を引用する。

「１．賠償の対象となる方

当社事故発生時（平成２３年３月１１日）に福島県の県南地域（白河市，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川村）に生活の本拠としての住居があった方で，１８歳以下であった方および妊娠されていた方を対象とさせていただきます。

２．賠償の概要

（１）賠償の対象となる損害

以下の損害のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただき，定額でお支払いいたします。

（ａ）自主的避難を行った場合

- ・ 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ・ 自主的避難により，正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・ 避難および帰宅に要した移動費用

（ｂ）福島県の県南地域に滞在を続けた場合

- ・ 放射線被ばくへの恐怖や不安，これに伴う行動の自由の制限等により，正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害され

たために生じた精神的苦痛

- ・放射線被ばくへの恐怖や不安，これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば，その増加費用

(2) 賠償の金額

5

対象期間中に発生した損害に対して，以下の金額を一律でお支払いいたします。

対象期間	平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 12 月 31 日
賠償金額	1 人あたり 20 万円

」

2 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日までの損害に対する賠償

10

被告東京電力による平成 25 年 2 月 13 日付プレスリリース（乙 D 共 38）では，福島県の県南地域および宮城県丸森町の方に居住していた 18 歳以下であった者または妊娠していた者に対して，平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日までを賠償対象期間として，一人あたり 4 万円の追加賠償を行うことを公表した。

15

同プレスリリースにおいても，賠償対象とする費目が，精神的苦痛，生活費増加費用，移動費用であることが明記されている。

「 福島県の県南地域および宮城県丸森町の方に対する賠償について，ご請求書類の準備が整いましたので，以下のとおり賠償を開始させていただきます。

(1) 精神的損害等に対する賠償

20

(1) お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に福島県の県南地域または宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった方のうち，以下のいずれかに

該当される方を対象とさせていただきます。なお、平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に、上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

- ・平成24年1月1日から同年8月31日の間に、18歳以下であった期間がある方（誕生日が平成5年1月2日から平成24年8月31日の方）
- ・平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある方

(2) お支払いの対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日の間における以下の損害のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただきます。

- ・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用
- ・福島県の県南地域または宮城県丸森町に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これにともなう行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、および生活費が増加した分があればその増加費用

(3) お支払いする金額

お一人さまあたり40,000円をお支払いいたします。

(2) 追加的費用等に対する賠償

(1) お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に福島県の県南地域または宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった方を対象とさせていただきます。なお、平成23年3月12日から平成24年8月31日の

間に上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

(2) お支払いの対象となる損害

当社事故に起因して負担された以下の費用のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただきます。

- ・ 福島県の県南地域または宮城県丸森町での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）
- ・ 前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等

(3) お支払いする金額

お一人さまあたり40,000円をお支払いいたします。」

第4 ADRセンターの総括基準3について

1 ADR総括基準の内容

ADRセンターの定める統括基準3（乙D共406）の基準は、次のとおりである。

「(総括基準)

- 1 自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額の目安となる金額（40万円又は8万円）を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があつた場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとす

る。

2 賠償の対象となるべき実費等の損害としては、以下のものが考えられる。

1) 避難費用及び帰宅費用(交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分)

2) 一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用

3) 営業損害、就労不能損害(自主的避難の実行による減収及び追加的費用)

4) 財物価値の喪失、減少(自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの)

5) その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害

3 1及び2により実費等の損害を賠償する場合においては、当該実費等の損害のほかに、中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。この場合において、賠償の総額には、中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)が含まれているものと扱う。

4 賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者(滞在者を含む。)に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。

5 1及び2に準じて算出される実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と3による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)を上回る場合には、前記1から4までの基準を準用する。本件事

故後に、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所からこれらのいずれかに属する場所への転勤を勤務先から命じられたが、家族のうち妊婦又は子供を含むグループが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合には、前記1、2及び4の規定を準用する。

6 本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合において、当該住居の所在場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、当該住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び前記1から5までの基準を準用する。」

2 総括基準3も填補対象となる損害が峻別されることを前提としていること

総括基準3は、上記2・1)～5)のとおり、支払対象となる実費の内容を列記している。

かつ、総括基準3は、上記3において、「当該実費等の損害のほかに、中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償する」として、実費等に対する賠償と、精神的苦痛に対する賠償とを峻別している。この理由について、総括基準3は、その理由の項目において、次のとおり、「実費等の損害を賠償をしても、精神的苦痛に対する損害は賠償されていない」ことを挙げている。

このように、総括基準も、賠償の対象となる実費等を列記したうえで、実費等の賠償と精神的苦痛に対する賠償とが峻別され、それぞれの損害を填補する目的で賠償が行われていることを当然の前提としている。

「(理由)

＜中略＞

3 実費等の損害を賠償しても、精神的苦痛に対する損害は賠償されていない。そのため、中間指針追補における自主的避難対象者に対する損害額の目安（40万円又は8万円）のうち、精神的苦痛に対する損害額とみられる部分を賠償する必要がある。

このようにして算定された金額（40万円又は8万円を上回る。）が賠償された場合には、中間指針追補記載の金額（40万円又は8万円）も賠償されたものと扱うのが相当である。」

10 第5 損害填補に関する合意があったこと

以上のとおり、被告東京電力に対する直接請求による賠償基準は、賠償の対象となる者、賠償対象とする損害費目、賠償対象となる損害の発生時期をすべて特定している。

15 ADRにおける総括基準も、実費等の賠償と精神的苦痛に対する賠償とを峻別し、各損害を填補する目的で賠償が行われていることを当然の前提としている。

とすれば、支払を受けた被害者と被告東京電力との間では、「賠償の対象となる者において、支払対象時期に、生活費増加費用、避難及び帰宅費用、日常生活阻害慰謝料として少なくとも賠償額相当額の損害額が発生したことを認めたとうえで、その損害を賠償額の限度で填補する」との合意のもとに賠償が行われたとみるべきである。

第6 合意対象外の損害填補に充てられないことがないこと

25 上記のような合意がある以上、被告東京電力からの支払が、損害填補の対象とされている生活費増加費用、避難及び帰宅費用、慰謝料以外の損害費目の填補に充てられることはない。

また、賠償対象となった損害費目（生活費増加費用、避難及び帰宅費用、慰謝料）のなかでも、損害発生時期を異にする損害の填補に充てられることもない。

5 このことは、総括基準3が「実費等の賠償をしても、精神的苦痛に対する損害は賠償されていない」としていることから当然の帰結である。

したがって、被告東京電力の弁済の抗弁には理由がない。

第7 裁判例について

10 被告東京電力は、同種裁判例で費目間での弁済充当が認められていることを指摘する（東電準備書面（26）・55～57頁）。

しかし、これらの裁判では、費目間での弁済充当について、その点が必ずしも明確に論点として整理されていたわけではなく、被害者である原告らにとっては、不意打ちとなる判断であって、不当な判決である。

15 この点、費目間充当の是非が明確に争点として整理された事例として、新潟地方裁判所令和3年6月2日判決があげられ（甲A39）、その内容は原告ら準備書面84・12～13頁のとおりである。

以 上